第三―二規則　すべての種類の船舶における海水バラストタンク及びばら積み貨物船の二重船側外板区域の保護塗装

1　2及び4の規定は、総トン数五百トン以上の次に掲げる船舶について適用する。

1.1　二千八年七月一日以後に建造契約が結ばれる船舶

1.2　建造契約がない場合には、二千九年一月一日以後にキールが据え付けられる船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶

1.3　二千十二年七月一日以後に引渡しが行われる船舶

2　船舶に配置されるすべての海水バラスト・タンク及び長さ百五十メートル以上のばら積み貨物船に配置される二重船側外板区域は、海上安全委員会が決議二一五（八二）によつて採択したすべての種類の船舶における海水バラスト・タンク及びばら積み貨物船の二重船側外板区域のための保護塗装についての性能基準（附属書第一章以外の附属書に適用される改正手続に関する条約第八条の規定に従つて採択され、かつ、効力を生ずる国際海事機関による改正を含む。）に従つて建造中に塗装する。

3　千九百九十八年七月一日以後に建造された油タンカー及びばら積み貨物船において配置されるすべての海水バラスト・タンクであつて2の規定が適用されないものについては、決議ＭＳＣ四七（六六）によつて採択された第二―一章第三―二規則の要件に適合するものとする。

4　保護塗装の装置の保守は、全般的船舶保守計画に含める。保護塗装の装置の有効性は、国際海事機関の作成する指針に基づき、主管庁又は主管庁が認定する機関により、船舶の供用期間中に検証するものとする。

第三―三規則　タンカーの船首部への安全通路

1　この規則及び第三―四規則の規定の適用上、タンカーは、この章の第二規則に定義する油タンカー、第七章第八規則2に定義する化学薬品タンカー及び第七章第十一規則2に定義するガス運搬船を含む。

2　すべてのタンカーは、荒天状態においても船員が安全に船首に接近することができる方法を設けなければならない。このような接近の方法は、国際海事機関が作成した指針に基づき主管庁によつて承認されなければならない。

第三―四規則　非常用えい航設備及び手順

1　タンカーにおける非常用えい航設備

1.1　載貨重量二万トン以上のすべてのタンカーの前後には、非常用えい航設備を備える。

1.2　二千二年七月一日以後に建造されたタンカーについては、次の規定に従うものとする。

.1　設備は、いかなる時においても、えい航される船舶の主動力源の喪失時において迅速に展開することができるものでなければならず、また、えい航する船舶に容易に連結することができるものでなければならない。非常用えい航設備の少なくとも一については、迅速な展開のためあらかじめ取り付けられていなければならない。

.2　前後の非常用えい航設備は、船舶の大きさ及び載貨重量並びに悪天候下において予想される力を考慮した十分な強度を有するものでなければならない。非常用えい航設備の設計、構造及びプロトタイプ試験は、機関が作成する指針に基づいて主管庁により承認されなければならない。

1.3　二千二年七月一日前に建造されたタンカーについては、非常用えい航設備の設計及び構造は、国際海事機関が作成する指針に基づいて主管庁により承認されなければならない。

2　船舶における非常用えい航手順

2.1　この規定は、次のものについて適用する。

.1　二千十年一月一日までは、すべての旅客船

.2　二千十年一月一日以後に建造された貨物船

.3　二千十二年一月一日までは、二千十年一月一日前に建造された貨物船

2.2　船舶には、各船舶に応じた非常用えい航手順を備える。当該手順は、非常事態において使用するために船内に備えなければならず、並びに船内において利用することができる既存の設備及び装置についてのものとする。

2.3　当該手順には、次のものを含める。

.1　可能な非常用えい航設備を示す船首及び船尾の甲板の図面

.2　非常用えい航のために利用することができる船上設備の目録

.3　通信の手段及び方法

.4　非常用えい航作業を準備し、及び実施するためのサンプル手順

第三―五規則　アスベストを含む材料の新規の設置

1　この規則は、この条約に規定する構造、機関、電気設備及び艤装品に使用される材料について適用する。

2　すべての船舶について、アスベストを含む材料の新規の設置は、次のものを除くほか、禁止する。

.1　ロータリー式圧縮機及びロータリーポンプにおいて使用される羽根車

.2　高温（摂氏三百五十度を超える温度）又は高圧（七メガパスカルを超える圧力）の下で火災若しくは腐食の危険性又は毒性がある液体の循環のために使用する水密継手及び裏張り

.3　摂氏千度を超える温度の下で使用される軟性及び柔軟性のある断熱材

第三―六規則　油タンカー及びばら積み貨物船の貨物エリア内の区域における通行並びに当該貨物エリア内の区域の前方への通行

1　適用

1.1　1.2の規定を除くほか、この規則は、総トン数五百トン以上の油タンカー及び第九章第一規則に定義するばら積み貨物船であつて総トン数二万トン以上のもので、二千六年一月一日以後に建造されたものについて適用する。

1.2　総トン数五百トン以上の油タンカーであつて、千九百九十四年十月一日以後から二千五年一月一日前までに建造されたものは、決議ＭＳＣ二七（六一）によつて採択した第二―一章第十二―二規則の規定に適合しなければならない。

2　貨物区域その他の区域への通行手段

2.1　貨物エリア内の各区画には、船舶の供用期間中、主管庁、第九章第一規則に定義する会社、船舶の職員その他の必要な者が船体構造部材の全体及び精密の検査並びに板厚計測を実施することができるよう恒久的な通行手段を備えなければならない。当該通行手段は、5に定める要件及び海上安全委員会が決議ＭＳＣ一三三（七六）によつて採択した検査のための通行手段についての技術的な規定（附属書第一章以外の附属書に適用される改正手続に関する条約第八条の規定に従つて採択され、かつ、効力を生ずる国際海事機関による改正を含む。）に適合しなければならない。

2.2　恒久的な通行手段が通常の貨物の積込み及び積卸しの作業において損傷を受けるおそれのある場合又は恒久的な通行手段を備えることが実行不可能な場合には、主管庁は、技術的な規定に定める移動式又は可動式の通行手段を代替手段として認めることができる。ただし、可動式通行手段を取り付け、つり下げ、又は支えるための手段は、船体構造の恒久的な一部を構成しなければならない。すべての可動式の設備は、船舶の職員により容易に組み立て、又は配置することができるものでなければならない。

2.3　すべての通行手段及びその船体構造への取付け部分の構造及び材料は、主管庁が認めるものでなければならない。通行手段は、第一章第十規則に基づく検査を行う際の使用に先立ち、又は合わせて、検査されなければならない。